三　申出者が法人であるときは、その商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名、連絡担当者の氏名及び電話番号その他の連絡先
四　生命身体事故等が発生した日時及び場所
五　生命身体事故等の態様
六　生命身体事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項
七　生命身体事故等の原因となった商品等の現状及びその所有者、所持者又は保管者
八　被害の状況（被害が生じた生命身体事故等の場合に限る。）
九　被害を被った者及び消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態において当該使用等を行った者（法定代理人を含む。）への連絡の可否並びに可能な場合はその氏名及び連絡方法
十　事故等原因調査等の必要性に関する申出者の意見
十一　その他生命身体事故等及び事故等原因調査等の必要性に関する事項

（消費者安全調査委員会による情報の通知）

**第十一条**　法第二十九条第一項の通知は、書面、口頭その他消費者庁長官が適当と認める方法によって行うものとする。ただし、口頭によって行った場合は、速やかにその内容を書面その他消費者庁長官が適当と認める方法で提出しなければならない。

2　法第二十九条第一項の内閣府令で定める事項は、重大事故等が発生した日時及び場所、当該重大事故等が発生した旨の情報を得た日時、当該重大事故等の態様、当該重大事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた重大事故等の場合に限る。）とする。

3　法第二十九条第二項の通知は、書面その他消費者庁長官が適当と認める方法によって速やかに行うものとする。

4　法第二十九条第二項の内閣府令で定める事項は、生命身体事故等が発生した日時及び場所、当該生命身体事故等が発生した旨の情報を得た日時、当該生命身体事故等の態様、当該生命身体事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた生命身体事故等の場合に限る。）その他当該生命身体事故等に関する事項とする。

（消費者安全法の規定に基づく立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令の一部改正）

**第二条**　消費者安全法の規定に基づく立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二十二条第一項」を「第四十五条第一項」に、「別記様式」を「別記様式第一号」に改め、本則を本則第一項とし、同項の前に次の一項を加える。

1　消費者安全法第二十三条第一項の規定により同条第一項第一号に掲げる処分をする者の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第一号によるものとする。

2　消費者安全法第二十七条第二項又は第四項の規定により第二十三条第二項第一号に掲げる処分をする者の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第二号によるものとする。

別記様式中「第22条第1項」を「第45条第1項」に、「内閣総理大臣（都道府県知事等）」を「消費者庁長官（都道府県知事等）」に、「第二十二条」を「第四十五条」に、「第二十九条」を「第五十三条」に、「備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること」を「備考　大きさは、日本工業規格Ｂ８又は日本工業規格X6301「識別カード－物理的特性」の4.5ＩＤ－１とする」に改め、同様式を別記様式第二号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

**別記様式第一号**

（表面）

第　　号

消費者安全法第23条第３項の規定により立入調査等をする委員長、委員又は専門委員の身分証明証

写真

押出スタンプ

官職及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

消費者安全調査委員会　㊞

（裏面）

消費者安全法抜粋

（事故等原因調査）

第二十三条　（略）

2　調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。

一　事故等原因に関係があると認められる者（次号及び第三十条において「原因関係者」という。）、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者（以下「生命身体事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

二　生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は生命身体事故等関係者に質問すること。

三　生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。

四　関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

五　関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

六　生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3　調査委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は専門委員に前項各号に掲げる処分をさせることができる。

4　前項の規定により第二項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、生命身体事故等関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5　第二項又は第三項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　大きさは、日本工業規格Ｂ８又は日本工業規格X6301「識別カード－物理的特性」の4.5ＩＤ－１とする。